

## 10. 行政評価システム 5-3

### (1) 目的

市役所は、市民の満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市役所は市民がどの程度現状のサービスに満足しているか認識することが必要になる。また、施策の改善や市民の満足度の向上を図るため経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

これら市役所の使命を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入した。

#### 総合計画の実現

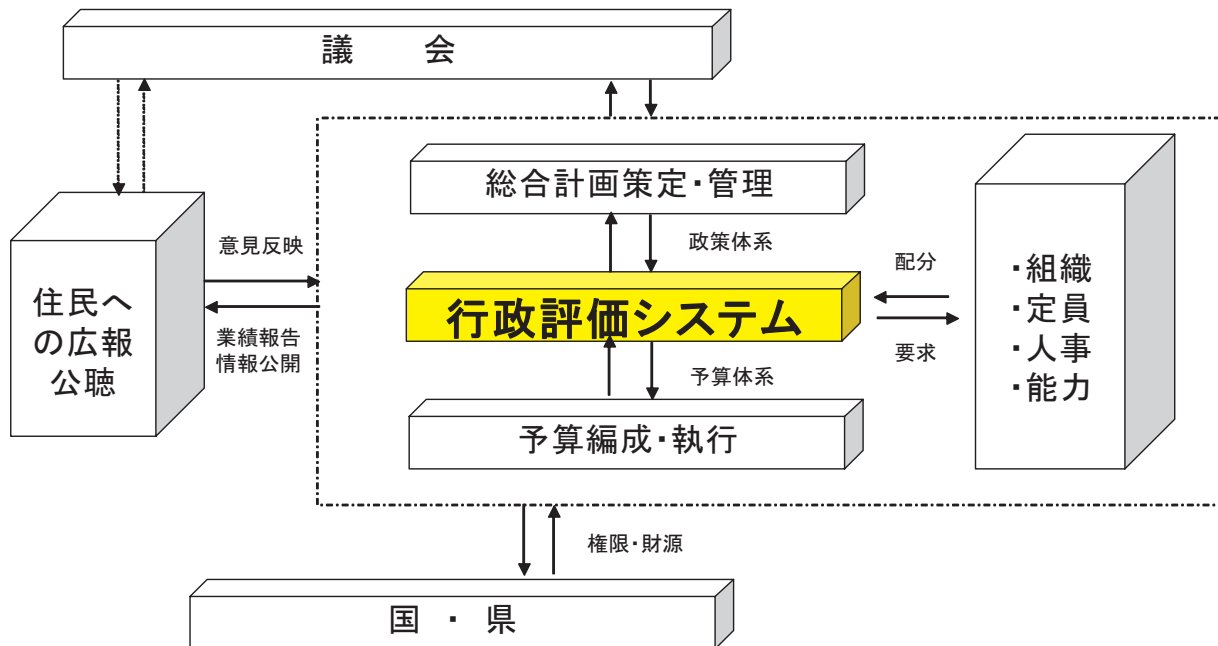
- ◆ 予算、人事、定数、計画、組織との連携。
- ◆ 施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

#### 住民起点での行政体質改善

- ◆ 納税者が納得できるサービスを提供する。

#### 透明性の高い行政運営実現

- ◆ 住民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。



## (2) 概 要

行政評価システムは、戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施し、効果的に目的を達成しているか、住民と共に評価する。

そして、市の現状を住民・職員ともに把握し、理想と現実のギャップを埋めることができ、問題点に気づき、考えていくための道具である。

《PLAN》「佐賀市のビジョン」である総合計画の施策体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、計画を企画・立案する。

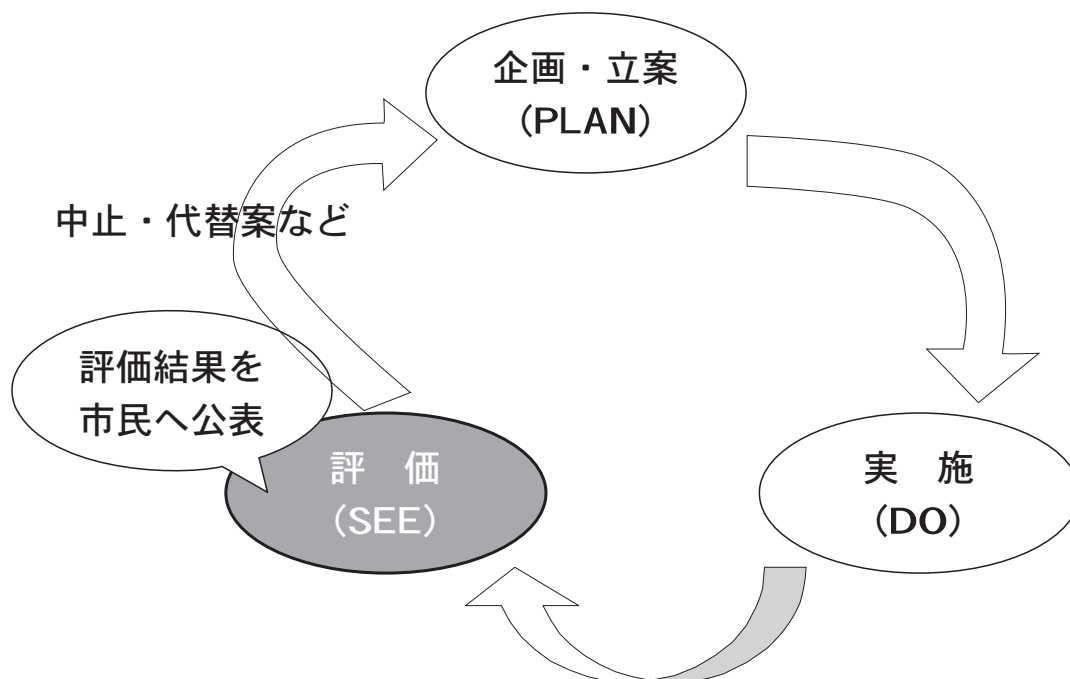
《DO》目標達成のために、予算と人を活用して効率的な事業実施を行う。

《SEE》行政は、これまで成果の検証が充分でなかったことから「やりっぱなし」の批判を受けることが多かったが、これからは、取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表する。

その結果と市民の意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させる。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを、市政経営の中に組み込むことにより、目的・成果重視の市政経営が実現でき、市民満足の上を目指す。

### ～行政評価システムのサイクル～



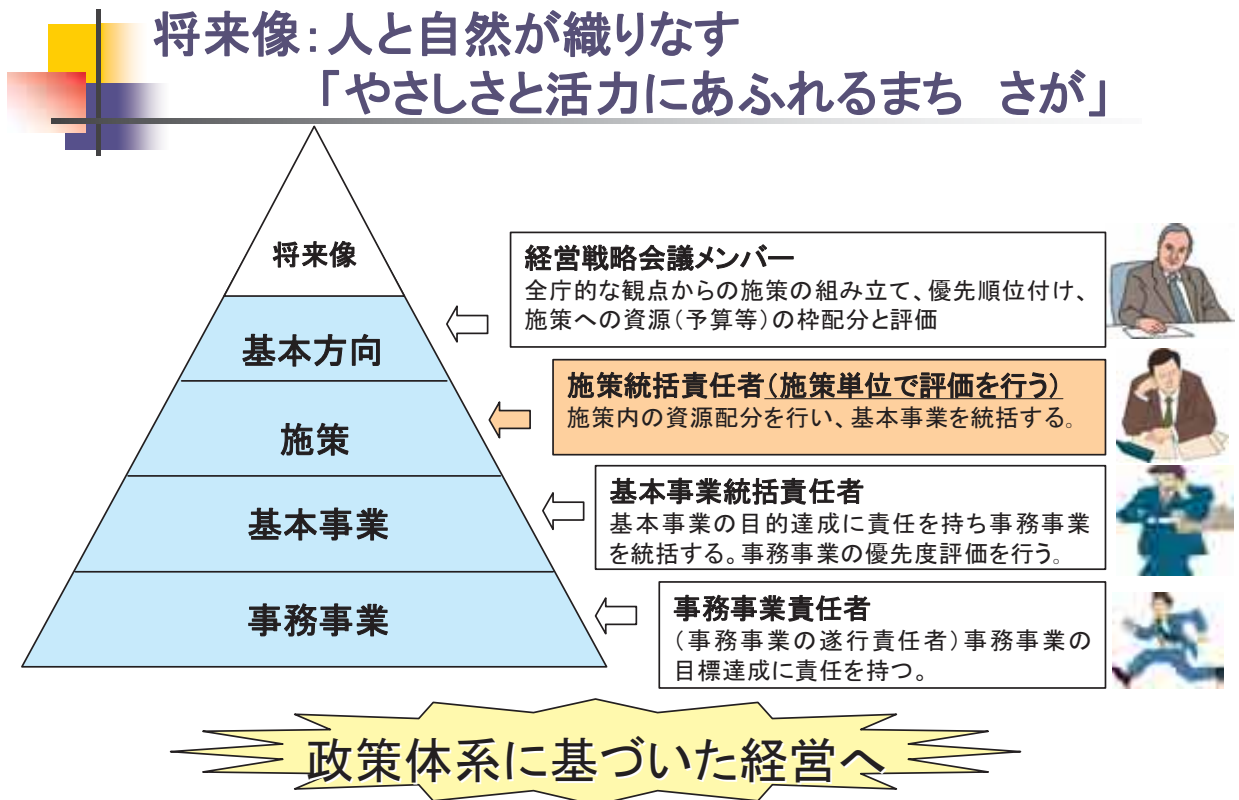
結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

(3) 施策評価

平成18年度に、平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする、「第一次佐賀市総合計画」の策定しており、その進捗管理については行政評価を活用している。

また、従来の事務事業単位の評価では、個別の事業を評価することは可能であるが、「第一次佐賀市総合計画」に掲げた「政策展開の基本方向」の現状の把握やまちづくりの達成水準、さらには市民生活の向上の度合いなど、大きな視点での確認ができていなかったため、事務事業を包括する施策単位での評価を行っている。

施策評価とは、「第一次佐賀市総合計画」の施策ごとに、各施策項目の中心となる課長が施策統括責任者となり、関係部署との調整を行い、それぞれの現状や課題を認識し、成果目標の達成具合を確認する。その結果を受け、全庁的な観点から「経営戦略会議」において、その重要性や緊急性に応じた優先順位をつけ、限られた財源の有効活用を図るとともに、「第一次佐賀市総合計画」の実効性を図るものである。

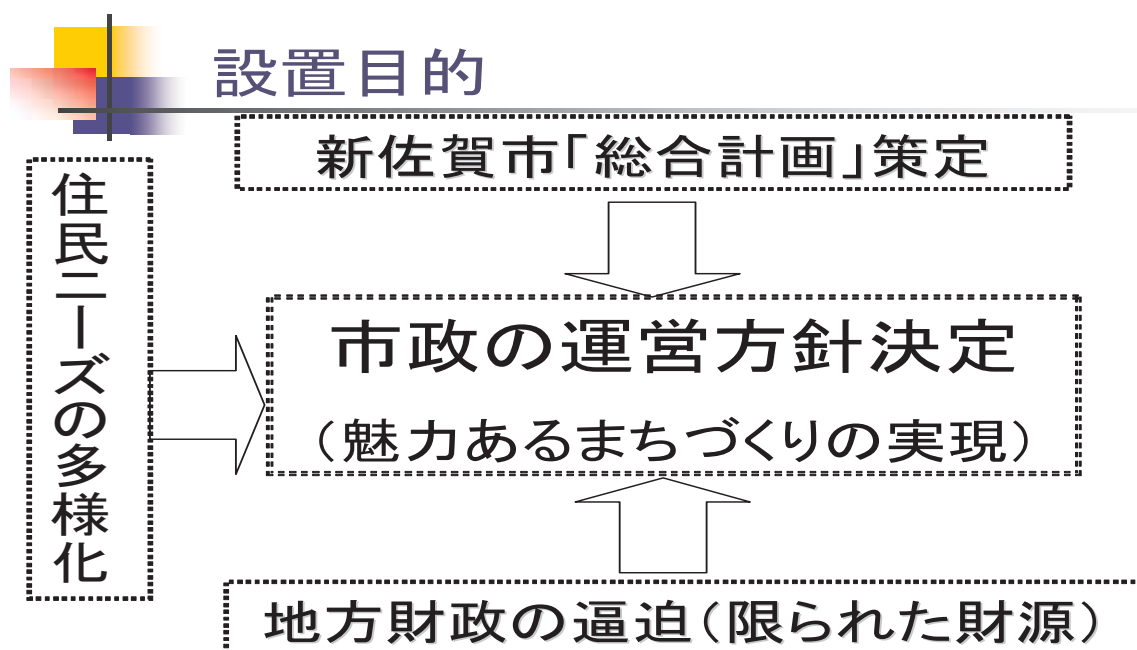


## 11. 経営戦略会議 5 - 3

### 経営戦略会議の設置目的

厳しい財政状況や多様化する住民ニーズに対応して、今までどおりに全ての事業を実施することは難しい状況にある。

そこで、内部の最高意思決定機関として「佐賀市経営戦略会議」を設置し、平成18年度に策定した「第一次佐賀市総合計画」の実現を図るため、施策ごとに、今、何が必要かの議論を重ね、その重要性や緊急性に応じた優先性の方針決定をすることにより、総合計画の着実な推進を図り、魅力あるまちづくりを目指す。



### 経営戦略会議の役割

#### ◆ 総合計画の推進

- ・総合計画に沿った事業運営
- ・施策の目標についての基本方針の提示
- ・施策間の関連性、優先性についての方針提示

#### ◆ 予算編成方針の決定

- ・新年度の重点施策の検討
- ・施策配分率の決定

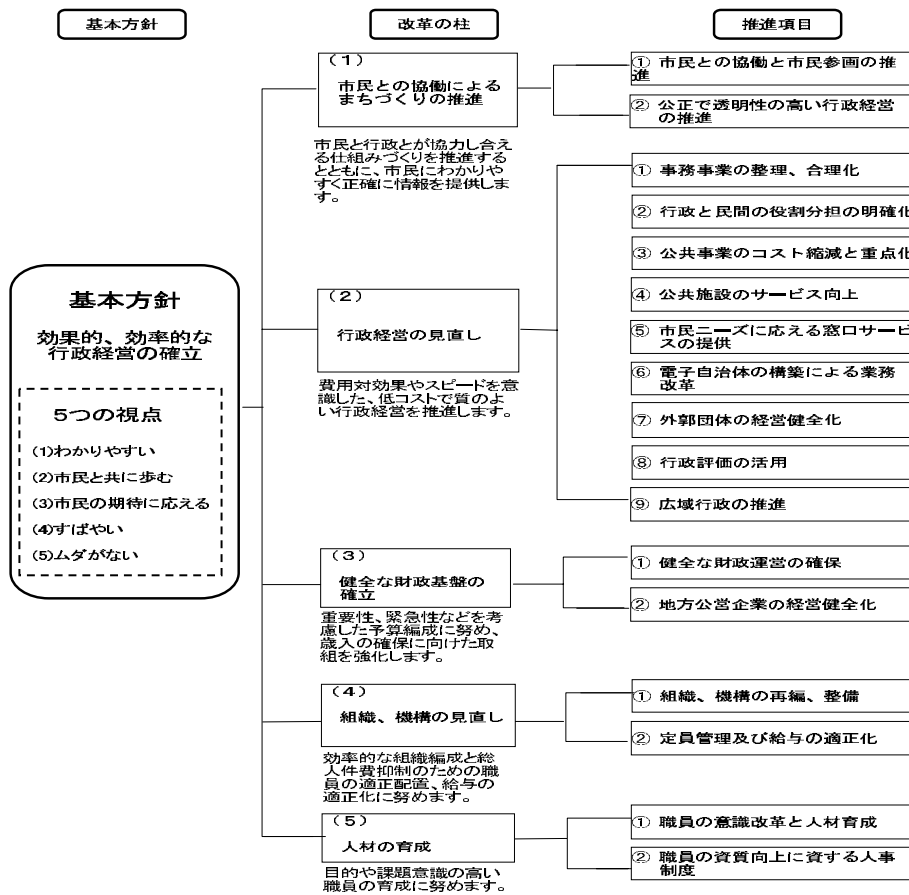
## 12. 行政改革事業 5-3

### (1) 行政改革大綱及び集中改革プラン

平成18年度に、佐賀市として行政改革を進めていく上での指針となる行政改革大綱と、その実施計画にあたる集中改革プランを策定した。

#### ◎佐賀市行政改革大綱

市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」を基本方針としている。



#### ◎佐賀市集中改革プラン

佐賀市行政改革大綱の実施計画として、「協働によるまちづくりの推進」を改革の柱の一つとして、「行政経営の見直し」や「健全な財政基盤の確立」など、全100項目をプランとして設定した。

<b>実施期間</b>	
◆平成19年度から平成23年度までの5カ年間	
<b>目標・効果</b>	
◆財政の効果額	およそ44億円（5年間の累計額）
◆人的な目標	職員185人削減 (平成17年4月1日 1,823人→平成22年4月1日 1,638人)

## (2) 行政改革実績

佐賀市においては、平成19年度から平成23年度の5年間で、155億円の財源不足が見込まれ、市債残高も平成23年度で750億円を下らないことが予想されている。

このような厳しい財政状況の中、急速な社会変化に対応し、行政サービスに対する市民の満足度を向上させていくために、常にコスト意識を持った行政改革を進め、新たな財源を生み出していく。

・平成18年度行政改革実績………効果額 19億5,800万円（下表のとおり）

推 進 方 策	取り組み数	効果額（千円）
1 事務事業の見直し	33	122,492
2 組織・機構の見直し	13	—
3 定員管理の適正化	2	260,280
4 給与の適正化	4	16,681
5 財政の健全化	3	65,706
6 公共工事のコスト削減	1	1,493,792
7 行政の透明性の向上	1	—
8 広域行政への対応	1	—
9 情報化の推進	1	—
10 人材の育成確保	4	—
計	63	1,958,951

〈主な取り組み事例〉

- ・ I P 電話の活用
  - ・ ごみ収集車への2人乗務の実施
  - ・ 電子入札システムの実施
  - ・ 自動交付機による諸証明発行の充実
  - ・ 市税徴収率の向上
  - ・ 学校給食の一部民間委託の推進
  - ・ 水道事業改革の取り組み
  - ・ 交通事業改革の取り組み
  - ・ 公共工事のコスト縮減
  - ・ 施策評価の導入と、施策評価と連動した枠配分予算編成の実施
  - ・ 職員提案制度の実施
  - ・ 管理職手当の削減や、特別職給与の削減
  - ・ 定員管理の適正化（職員数36人減）
- ・ 上記実績以外に、CS（市民満足度）調査による現場改善、遊休資産の売却等を行った。

## 13. 統 計 5 - 3

### (1) 統計実績（平成18年度）

#### ① 市勢要覧等の発行

佐賀市の概要を紹介する市勢要覧、佐賀市のすがた、さがしの経済動向を発行。佐賀市の現状を知ることができる資料として、官公庁をはじめ数多くの市民の利便に供した。

佐賀市市勢要覧	平成19年版	5,000部
佐賀市のすがた	平成19年	4,500部
さがしの経済動向	平成18年度版	1,600部

#### ② 指定統計調査

学校基本調査、事業所・企業統計調査、工業統計調査、商業統計調査を国県の委託を受けて行った。

それぞれの調査対象数、指導員、調査員数等は次のとおりである。

調 査 名	対 象 数 等	調査基準日	指導員・調査員
平成18年度学校基本調査	101校	5 / 1	—
平成18年事業所・企業統計調査	13,065事業所	10 / 1	165人
平成18年工業統計調査	550事業所	12 / 31	27人

### (2) 統計グラフ佐賀市コンクール

統計資料の作り方や利用方法など統計思想の普及および表現技術の向上を図ることを目的に、主に小・中学生を対象とし統計グラフ佐賀市コンクールを実施。

・応募作品数 113点

### (3) 調査員確保対策事業

#### ① 調査員研修会

国の各種統計調査に対する調査員の確保と知識の向上を図ることを主たる目的とする事業である。平成18年度は研修会を1回開催した。

登録調査員数 248名（平成19年3月末日現在）

## 14. 生活バス路線の確保 3-2

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保等にも考慮しなければならない時代となっており、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

これからは、従来の不特定多数を対象とした移動手段の確保のみならず、一定の行政目的を持つ交通政策に取り組むこととし、その中心的役割を担うバスに関して、交通弱者対策、安全確保対策、生活路線確保対策など今後の社会情勢に対応した公共交通機関の整備を目指す。

事業名	内容	系統数 (路線数)	乗客数 (千人)
地方バス路線運行対策費補助	公共交通機関としてのバス路線の運行を確保し、もって市民の福祉の向上を図るため、複数市町にまたがるなどの要件を満たす路線に対し補助を行う。	1系統	2,612 (市営バス全体)
生活交通路線市町協調補助	市民福祉の向上及び市民の足としての交通手段を確保するため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を関係市町で按分して負担する。	18系統	
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい8路線を市が交通政策として運行する。	8路線	
廃止路線代替バス運行費補助	地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	9系統	60
巡回バス運行事業	三瀬において高齢者、児童など交通弱者の交通手段を確保するため、10人乗りワゴン2台を運行する。	2系統	13



## 15. 地域審議会 5-2

### ① 目的（平成17年度に設置）

平成17年10月の市町村合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

### ② 内容

- (1) 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置
- (2) 平成27年3月31日まで設置
- (3) 新市建設計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。
- (4) 各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15名以内の委員により組織する。

### ③ 実績（平成18年度）

審議会名	開催回数	答申、意見数
諸富地域審議会	3回	なし
大和地域審議会	4回	1件
富土地域審議会	3回	なし
三瀬地域審議会	3回	なし

## 16. 広 報 5 - 2

### (1) 広 報 紙

#### ① 市報さが

発行部数 89,500部（毎月1日、15日発行）

仕 様 A4判12～36ページ

掲載事項 市政の動き、お知らせ、まちの話題など

配布方法 宅配

#### ② 点字市報さが

発行回数と部数 年24回 107部／回

仕 様 A4判最大50ページ

掲 載 事 項 「市報さが」のダイジェスト版

配 布 方 法 佐賀ライトハウス六星館、佐賀市身体障害者福祉協会から個人へ配布

#### ③ 声の市報さが

発行回数と部数 年24回 75本／回

仕 様 カセットテープ90分

配 布 方 法 佐賀県視覚障害者団体連合会から個人へ配布

### (2) 報道機関に対する情報の提供

- ・記者発表（市長定例会見、記者レクチャーなど）
- ・資料提供（各課からの情報を市政記者等に提供）
- ・市政記者クラブ加盟社名（朝日新聞、S T S、NHK、N B C、共同通信、佐賀新聞、時事通信、西日本新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、ぶんぶんテレビ）

### (3) 街角リポーターの活用

市内に居住する20歳以上の方25名以内に、市民に親しまれる市報づくりのため、地域性あふれる話題の執筆を依頼し市報に掲載する。また、毎月の会合時に紙面づくりや市の施策等について意見交換を行い、市報の編集や市政運営の参考とする。

### (4) 広報車による巡回P R

広報紙に間に合わない緊急の場合や、特定の地区、特定の事項について周知徹底を図る。

### (5) その他の広報

#### ① テレビ

- ・「さが市政ガイド」（S T S） 毎週土曜日 17：25～17：30

- ・「佐賀市から」（ぶんぶんテレビ） 月1本14分番組を作成。放送は毎月第3月曜日から14日間（毎日2回以上）

② ラジオ

- ・「さが市政ガイド」 (NBC) 毎週月・水・金曜日 11:05~11:10
- ・「サガンシティ」 (NBC) 毎月第1土曜日 15:00~15:15
- ・「いけいけ佐賀市広報」 (FM佐賀) 毎週土曜日 12:40~12:55

③ 新聞

- ・「佐賀市からのお知らせ」佐賀（毎月5・15・25日）  
西日本・朝日・毎日・読売（随時）、夕刊佐賀（毎月1日）
- ・特集紙面 全8段 年1回（佐賀）

④ その他

- ・雑誌広告（月刊ぷらざ）毎月2ページ

(6) ふじ有線テレビ

富士町内の難視聴の解消とともに、行政情報のお知らせや町内の話題を取り上げた自主番組の製作・放送などを行い、市政の取り組みをわかりやすく情報を提供している。

(7) 月間行事予定表の作成

月間行事を取りまとめて行事予定表を作成し、各課、関係機関に配布する。

## 17. 公 聴 5 - 2

### (1) 佐賀市への提言

#### ① 目 的

市民等からの意見、提言、要望等を幅広く受け付け、市政に反映させていくとともに、行政の説明責任を果たすことを目的とする。

#### ② 内 容

市庁舎や市内19校区の市立公民館等、市内37カ所に設置した提言箱、市ホームページの「電子提言箱」、ファックス、電子メールなどにより、市政に対する意見や提言などを受け付け、市政に反映していくとともに、提言者に対して市の考え方を回答する。

#### ③ 実 績（平成18年度の提言件数）

521件

### (2) 市長と語る会

#### ① 目 的

市民の市政に対する理解を深めるとともに、市政に対する意見や要望を市政に反映させることを目的とする。

#### ② 内 容

市長が各地区に出向き、市の財政状況や主要事業の説明等を行い、市民との意見交換を行う。平成18年度はこども版市長と語る会を実施して中学生との意見交換を行った。

#### ③ 実 績（平成18年度の実施回数及び参加者数）

##### 【市長と語る会】

実施回数 18回

参加者数 815名

##### 【こども版市長と語る会】

実施回数 3回

参加者数 70名

### (3) 職員出前講座

#### ① 目 的

市政に関する情報を提供するとともに、分かりやすく親しみやすい市役所の実現を図ることを目的とする。

#### ② 内 容

市内に在住、又は通勤、通学している方々で10名以上の団体、グループを対象に、要望のあったテーマに対して、市職員が出向いて制度の仕組みや事業の内容などを分かりやすく説明する。

③ 実績（平成18年度の実施回数及び参加者数）

実施回数 78回

参加者数 2,093名

(4) パブリックコメント制度

① 目的

市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の市政への参画を進め、もって市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。

② 内容

市の基本施策を定める計画や基本方針、市民等に義務を課したり、権利を制限する条例の制定・改廃などにあたってその案を公表し、広く市民等に意見を求め、寄せられた意見等を考慮し、政策等の決定を行う。また、提出された意見及び市の考え方を公表する。

③ 実績（平成18年度の実施件数）

18件